多久市農業集落排水施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第27号

多久市農業集落排水施設条例施行規則の一部を改正する規則

多久市農業集落排水施設条例施行規則(平成15年多久市規則第14号)の 一部を次のように改正する。

様式第10号を次のように改める。

別紙

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

口座番号	加入者名			R Green Contracts	Exec	海太海
水道料金·下水道使用料納入済通知書 ② 様					水道料金・下水道使用料 ② 納入通知書兼領収書	
令和 年 月検針分						
(令和 年 月 日~令和 水栓番号	年 月 日使用分)		令和 年 月検針名		合和 年 月檢針 水栓番号	<b>3</b>
水道使用水量 下水道使用水量	m² m²		水道使用水量 下水道使用水量 水道料金	ni m	水道使用水量 下水道使用水量	mi mi
水道料金 (うち消費税:10%) 下水道使用料	円 (0 円) 円	<ul> <li>上記の納期限までに金融機 関、コンビニまたはスマー トフォン決済でお支払いく ださい。</li> </ul>	(うち消費税:10%)	( P3) ( P3) ( P3)	水道料金 (うち前着後:10%) 下水道使用料 (うち前着後:10%)	( H) ( H) ( H)
(うち消費税:10%) <b>合計額</b>		・納期限を過ぎたものは金融 機関及びコンビニではお支 払いできませんので、企業 団窓口までごわ参ください。	合計額	B	合計額	В
(CVS収納用) 収納代行						
(CVS収納用) 収納代行 DSK電算システム			佐賀西部広城水道企業団 本所料金課 TEL 0952-68-2225		佐賀西部広域水道企業団 企業長 佐賀県多久市長	
本書のとおり領収しまし (あて先) 佐賀西部広域水道企業		領収日付印	領	収日付印	佐賀西部広城水道 企業団企業出納員	領収日付印
多久市下水道等使用彩 ※用紙は直接機械で処理しますのです 取りまとめ銀行	<b>  徵収事務受託者</b>	S <sub>6</sub> .			領収日付印のない もの、金額を訂正 したものは無効で す。 コンビニ収納代行	
取りまとめ店	(企	業団・コンビニ本部控)	(金融機制	週・コンビニ店控)	DSX電算システム (お客様控)	収入印紙不要